

男女共同参画市民自主企画事業実施要項

1 目 的

あらゆる人の積極的な社会参画意識の高揚と、男女共同参画に関する市民の意識啓発を図ることを目的に、男女共同参画に関する推進活動を行う団体、グループの賛同の輪を広げるとともに、民間の知見を活用することにより、市民・地域レベルでの男女共同参画社会の実現に寄与するため、本事業を委託事業として実施する。

2 事業委託内容〔次のいずれかに該当するもの〕

- (1) 男女共同参画を推進するイベント等で、市内で開催するもの。
- (2) 男女共同参画に関する調査・研究をおこなうもの。

3 事業委託期間

委託期間は、契約締結時から契約締結年度終了の日までとし、1年以内とする。

4 委託料対象経費

委託料対象事業に要する経費のうち、食料費及び研修の参加に要する経費（イベント参加者の旅費）を除くもの。

5 委託団体選定

原則、公募により企画提案を募集し、人権政策局長と男女共同参画課長を審査員として、選定を行う。ただし、相当の理由がある場合は、公募によらないことができる。

6 委託団体条件

- (1) 構成員が5人以上
- (2) 企画立案から実施まで行うこと
- (3) 政治・宗教を目的としないもの。
- (4) 営利を目的としないもの。（講師の著書の販売等、市が認めるものを除く。）

7 申請方法

市が定める様式（企画書・収支予算書・会員名簿）に記入の上、関係書類を添付し、郵送・ファックス・電子メール・持参による申請とする。

8 選定

選定に関する事項は、各年度募集要領に定める。

9 留 意 点

- (1) 申請書類は返却しない。
- (2) 事業等の内容・開催日時・開催場所等について、一部の変更を求めることがある。
- (3) 主催は、市と委託団体とする。
- (4) 委託団体は、参加者にアンケート調査等を実施するなど、事業実施効果の検証を行うこと。
- (5) 事業終了後は、市が定める様式（実績報告書・収支決算書・記録写真等）に記入の上、事業開催を証明する資料等を添付し、すみやかに鳥取市男女共同参画課に提出すること。

附則

本要項は、令和5年4月1日より施行する。